

雇用保険を受給中の皆様へ 失業認定日についてのお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止のための特例措置として、失業認定については以下のとおり取扱いすることになりましたのでご理解いただきますようお願いいたします。

○失業認定の取扱いについて

通常、基本手当の支給を受けるために、原則として4週間（28日）に1回、ハローワークが指定した日（失業認定日）にご来所いただいておりますが、指定している失業認定日が**令和2年4月8日（水）から令和2年5月31日（日）**までの方については、郵送による失業認定が可能です。

ただし、当初指定の失業認定日での来所を強く希望される場合については、事前のご連絡等は不要ですので、失業認定日にご来所ください。

ご不明な点がございましたら、管轄のハローワークまでお問い合わせください（平日のハローワーク開庁時間中（8：30～17：15）に限る）。

【問い合わせ先】

ハローワーク岸和田 雇用保険課

TEL：072-431-5541（部門コード11#）

<平日8：30～17：15>

